

登園届（保護者記入）

<保護者用> 登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

コロナウイルス感染症	
保育所施設長殿	
入所児童名	
病名「	」と診断され、
令和 年 月 日	医療機関名「
発症日： 月 日	でした。その後、5日間療養して病状が回復し、集団生活に支障がないため登園します。

インフルエンザ	
保育所施設長殿	
入所児童名	
病名「	」と診断され、
年 月 日	医療機関名「
最終解熱日： 月 日	でした。解熱後3日経過して病状が回復し、集団生活に支障がないため登園します。

保護者名 印 又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ

防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが1日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
コロナ	症状が有る期間 (発症の2日前から 発病後7～10日程度)	受診日(0日)として次の日より5日間が経過し、かつ症状軽快から24時間経過した6日目から解除可能。 (症状が継続する際には、療養期間が延長となる場合があります。)
病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度 までが最も感染力が強い)	発症した後、5日を経過し、 幼児(乳幼児)にあつては、解熱した後3日を経過するまでの療育期間後、登園可。(学童期以降の子供は、解熱後2日を経過するまで)

インフルエンザ出席停止期間

例	診断日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 	
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK

コロナ出席停止期間

例	受診日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後、解熱かつ 症状が治まった 場合		出席停止						登園 OK 	
発症後、5日目に 発熱・微熱が出た 場合		出席停止					発熱 	解熱後 24時間 経過後 	登園 OK